

各 所 属 所 長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂本 雅彦
(公印省略)

令和 7 年度被扶養者の要件確認調査の実施について (通知)

日頃より、共済組合の事務に御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、給与上の**扶養手当が支給されていない被扶養者**(特別認定被扶養者(※))に対し、下記のとおり要件確認調査を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

※ 特別認定については「福利厚生事務の手引」(令和 6 年 1 月発行) 5 1 ページを参照してください。

記

1 調査の目的

要件確認調査は、(1) 該当被扶養者の収入状況の調査、(2) 組合員と他の扶養義務者との収入状況等の調査(収入比較)を行い、被扶養者としての要件を満たしているか確認するために行います。

本調査は、地方公務員等共済組合法施行規程第 9 7 条の規定に基づくものです。

2 令和 7 年度要件確認調査の対象となる被扶養者

以下のア又はイに該当するものであって、令和 7 年 7 月 1 日時点で資格のある者

ア 給与上の扶養手当が支給されていない被扶養者のうち、令和 6 年 1 2 月 3 1 日以前に認定された者(※ 1)(令和 7 年 1 月 1 日以後に特別認定への要件変更が行われた者を除く。)

※ 1 ただし、以下の被扶養者は要件確認調査の対象外とします。

(ア) 令和 7 年 4 月 1 日現在で満 1 5 歳未満の者

(イ) 東京都公立大学法人に所属する組合員(令和 6 年度末において 6 0 歳未満の者)の、その者の前記アに該当する被扶養者のうち、満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者(平成 1 5 年 4 月 2 日以後に生まれた者)

※ 2 指定職及び部長級職員(行政職給料表(一) 5 級以上)、定年前再任用職員、暫定再任用職員並びに会計年度任用職員は扶養手当が支給されないため、その者の前記アに該当する被扶養者について要件確認調査の対象となります。

イ 令和 7 年 4 月 1 日付けで配偶者に係る扶養手当が廃止となった管理職員(※ 3)の被扶養配偶者のうち、特別認定への要件変更が行われていない者【今年度の変更点】

※ 3 教育職給料表 5 級以上(校長、副校長)、行政職給料表(一) 4 級(課長)、行政職俸給表(一) 8 級以上の正規任用職員及びこれら以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものをいいます。

なお、特別区立幼稚園の管理職員(園長、副園長)については、共済組合ではこれらの職員を特定する情報を有していないため、その者の前記イに該当する被扶養配偶者を今回の要件確認調査の対象とすることができませんでした。該当する方は、個別に特別認定への要件変更手続を行ってください。

※ 配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う被扶養者認定の事務手続の詳細については、以下の通知を参照してください。

令和 7 年 3 月 3 1 日付 6 公立東京給第 1 9 9 7 号「配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う被扶養者認定の事務手続について(通知)」

3 送付書類

要件確認調査の対象となる被扶養者がいる所属所のみ送付します。

(1) 令和7年度要件確認通知書一覧表

提出の必要はありません。対象者の書類提出状況のまとめ等に御活用ください。

(2) 被扶養者要件確認通知書

要件確認調査の対象となる被扶養者の氏名等が印刷されています。

※ 被扶養者要件確認通知書は、令和7年6月6日（金）までに資格担当が受付けし、かつ、電算登録を行った情報を反映しています。

4 送付予定日

令和7年6月23日（月） ※ 到着までに数日かかります。

都立学校及び区市立学校は、東京都学校経営支援センター及び区市教育委員会を經由して送付します。

5 提出期限

令和7年8月12日（火）まで

ただし、情報連携の利用を希望する場合は、令和7年8月4日（月）までに提出してください（情報連携については、下記14を参照してください。）。

6 提出方法・提出先

都庁交換便又は郵送

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1（東京都教育庁福利厚生部内）

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

7 事前準備

(1) 共済組合に書類を提出していただく前に、所属所において、被扶養者が要件を備えているかを確認してください。被扶養者の要件については、「福利厚生ハンドブック（令和6年度保存版）」7ページ又は「福利厚生ハンドブック（令和7年度保存版）」8ページの被扶養者資格認定確認チャート又は「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）47ページの被扶養者の認定要件の考え方を参照してください。

(2) 所属所において、被扶養者としての要件を満たしていると判断した場合は9-(1)（及び必要に応じて9-(3)）の継続、被扶養者としての要件を欠いていると判断した場合は9-(2)の取消に必要な書類を揃えて提出してください。

8 過年度の要件確認調査未完了者の取扱い

過年度の要件確認調査が完了していない被扶養者がいる所属所には督促文を送付します。過年度分の必要書類も併せて提出してください。

9 手続方法

(1) 被扶養者としての要件を満たしている場合（継続）

継続して認定することができます。「提出書類早見表」及び「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）67ページを参照し、必要書類を提出してください。

※ 主たる扶養義務者が組合員以外にいない場合、その旨を申請理由書に明記してください。

※ 所属所において、継続可能と判断した場合であっても、共済組合で審査した結果、被扶養者が要件を欠いていることが判明した場合には、継続して認定することはできません。この場合は共済組合から連絡をしますので、案内に沿って、9-(2)の取消の手続に必要な書類を揃えて提出してください。

(2) 被扶養者としての要件を欠いている場合（取消）

認定取消の手続が必要となります。「提出書類早見表」及び「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）68ページを参照し、必要書類を提出してください。

被扶養者証等を忘れずに回収し、被扶養者要件確認通知書等と同封にて返却してください。

被扶養者要件確認通知書には、取消年月日を記入してください。

※ 収入超過等で遡って認定取消となる場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただきます。

※ 就職により認定取消とする場合（就職後速やかに認定取消の手続を行うことなく本要件確認調査を契機として認定取消を行う場合）には、就職先の資格確認書等のほか、昨年度要件確認日（令和6年7月1日）以降、就職するまでの収入を確認する書類が必要です。

(3) 「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いについて

事業主の人材不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動（以下「一時的な収入変動」という場合も同じ。）によって、収入限度額以上となったものと認められる場合には、その他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として認定継続することとします。

この場合は、「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）67ページの提出書類（**給与等支払証明書【用紙No. 扶養7】も必要です。**）に加えて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」（以下「**事業主証明書**」という。）を提出してください。

※ 詳細については、以下の通知を参照してください。

令和5年11月14日5公立東京給第1596号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」

令和5年11月27日5公立東京給第1666号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いに関する案内について（依頼）」

令和6年2月28日5公立東京給第2148号「「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について（通知）」

(4) その他

(ア) 扶養手当が支給されているが、被扶養者要件確認通知書が送付された場合

「普通認定」への要件変更を行っていないことが考えられます。扶養手当を「有」として給与事務担当者確認欄に記入の上、被扶養者要件確認通知書を提出してください。

※ 組合員の申告（申告者住所氏名の記入）及び所属所長の確認も必要です。

(イ) 上記（ア）以外で、要件確認調査の対象外となる者について、被扶養者要件確認通知書が送付された場合

次の場合は、「継続又は取消しする理由」欄に下記のとおり記入し、被扶養者要件確認通知書を返送してください。組合員の申告（申告者住所氏名の記入）及び所属所長の確認は不要です。

・ 扶養手当が支給されている23歳以上の重度心身障害者	「扶養手当が支給されている重度心身障害者のため対象外」と記入
・ 令和6年度末において60歳以上の次の組合員に扶養され、扶養手当が支給されている者 62歳定年の職員（※1） 4条任期付職員、臨時的任用職員	「○○○○職員 手当有のため対象外」と記入 ※1 定年引上げの経過措置により、定年年齢が62歳（誕生日が昭和39年4月2日から昭和40年4月1日まで）の職員
・ 令和7年1月1日以後に「普通認定」から「特別認定」に要件変更をした者	「年内要件変更者のため対象外」と記入
・ 既に認定取消済の者（本通知の施行日前に認定取消の申告書を所属所で受理済の者を含む。）	「取消済のため対象外」と記入
・ 東京都立高等学校英語等指導助手（JET）で令和7年夏に任期満了となり帰国する者	「JET帰国者のため対象外」と記入 ※2 任期が更新される場合は調査対象となります。

1 0 注意事項

- (1) 内容確認のため、上記以外の書類を追加提出していただく場合もあります。
- (2) 対象者ごとに全ての書類が揃った段階で提出してください。添付書類の別送は受付できません。
なお、全ての対象者分が揃ってから所属所単位でまとめて提出する必要はありません。
- (3) 続柄については、認定された順番に長男、二男・・・又は長女、二女・・・とされていることがあります。続柄が実際と異なる場合は、続柄コードに二重線を引き、正しいコードを記入してください。

1 1 配偶者との収入比較について

正規任用職員から再任用職員等に任用替えとなった方につきましては、再任用職員等になったことで収入が低下し、配偶者の方との収入逆転が起こることが考えられます。子を被扶養者としている場合は、配偶者の方との収入比較を行い、収入逆転に注意してください。

1 2 被扶養者の国内居住要件について

被扶養者が留学等の理由により外国に居住している場合、学生証・在学証明書等、渡航目的を確認できる書類を添付してください（日本国内に住民票を有したまま渡航している場合であっても、収入がないことの証明として同様の添付書類が必要です。）。国内居住要件の詳細については、「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）44ページを参照してください。

1 3 確定申告書の控えへの税務署收受日付印の押なつ廃止に伴う対応

自営業・アパート経営等の事業収入がある方が、税務署に書面で提出した確定申告書の控えを添付書類として提出する場合には、税務署への提出事実・提出年月日の確認のため、税務署交付の「リーフレット」等を併せて提出してください。

※ 詳細については、以下の通知を参照してください。

令和7年2月18日6公立東京給第1774号「確定申告書の控えへの税務署收受日付印の押なつ廃止に伴う被扶養者認定手続における確定申告書の取扱いの変更について（通知）」

1 4 個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携

情報連携により、要件確認調査の一部の添付書類を省略可能とします（個人番号を利用した短期給付関係の情報連携の運用開始については、平成30年10月9日30公立東京給第1325号により通知。）。

情報連携は、居住していた自治体から転出したり、該当被扶養者が別居しているなどの理由から、証明書等を速やかに取得することが難しい場合に有効な手段です。

情報連携を希望する場合は、「情報連携依頼書」等の申請書類が必要となります。「情報連携依頼書」等の申請書類は、本通知（メール等により送付）に添付します。また、都立学校総合掲示板、教育庁事務局総合掲示板、及び公立学校共済組合東京支部ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>）に掲示する予定です。 ※ 上記3の送付書類には同封しません。

1 5 その他

- (1) 扶養手当が支給されている被扶養者（普通認定被扶養者）については、今回の要件確認調査の対象ではありません。しかし、各所属所におかれては、この機会に被扶養者（子の共同扶養の場合は配偶者）の収入等をしっかりと把握していただき、被扶養者の要件を欠いている場合には取消手続するよう、組合員に対して周知徹底をお願いいたします。被扶養者認定を遡って取消する場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただくことになります。
- (2) 都立学校が対象の「教育庁調査統計システム」については、案件登録のみの利用といたします。また、本調査は同システムのほか、「都立学校総合掲示板」にも同一の文書を掲載していますので、二重に収受しないよう御注意ください。

<問合せ先>

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

電話 03-5320-6826